

## 平成29年度一般会計4月補正予算（専決）について

### 1 補正の概要及び専決理由

平成29年4月18日に福岡地方裁判所田川支部から期日呼出状などが送付され、本市に対して損害賠償請求に係る訴えの提起がなされたことが判明した。

本件は、道路維持管理が不十分であったことにより、バイク運転中に転倒し負傷したとの訴えであるが、本市としては、道路の状態が通常有すべき安全性を欠いたものとは認めがたく、応訴するとの判断に至った。

裁判所への答弁書提出期限は平成29年5月8日であり、訴訟代理人（顧問弁護士）と早期に本件に関する契約を締結するにあたり、予算を補正する必要性が生じたが、定例市議会が開会しておらず、会議に付す時間的余裕がないことから、専決処分を行ったものである。

### 2 専決処分を行った日 平成29年4月26日

### 3 補正の内容

(1) 歳入歳出予算の計上はなし。

(2) 債務負担行為

訴訟代理人との契約に関して、契約期間は訴訟という性質上、明確な契約期限が設けられないため訴訟が完結するまでとするが、訴訟の完結が来年度以降になる可能性があるため、下記のとおり同契約に関する債務負担行為を計上している。

事 項	期 間	限度額
事件番号 平成29年（ワ）第29号 損害賠償請求事件に係る代理人に要する 費用	事件が完結する までの間	損害賠償請求事件に係る代 理人委託契約による額

### 4 その他

訴訟代理人に対する着手金等に関しては、予備費を充用して対応する予定である。